

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第3回瀬戸内警察署協議会	
会 議 日 時	令和7年2月28日（金） 午後2時～午後3時30分	
会 議 場 所	瀬戸内警察署 会議室	
出 席 者	警察署協議会 警察署	会長以下5人 署長以下6人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 開会の言葉</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 協議</p> <p>(1) 管内の治安情勢説明</p> <p>ア 署長が、令和7年鹿児島県警察運営指針・運営重点について説明</p> <p>イ 署長が、令和6年中の各種統計や各種活動結果を紹介</p> <p>ウ 質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会長 声掛け事案発生の未然防止策について ○ 生活安全刑事課長代理 声掛け事案の発生を未然に防ぐためにも、「県警あんしんメール」の活用や各自治体と連携した広報活動を推進するとともに、登下校時間帯のパトロール等の街頭活動についても強化を図っていく。 <p>(2) 委員による住民の意見・要望の提言と住民が解決を望んでいると認められる事項</p> <p>ア 自転車の運転に対する指導や取締りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員 自転車の無灯火が非常に目立ち、その上で一時停止違反も多く、「ヒヤリ」とすることが多々ある。 どのような指導や取締りをしているのか、説明をお願いします。 ○ 地域交通課長代理 警察官がパトロール中に自転車の交通違反を認めた際は、声掛けや警告を実施し、自転車指導警告書を作成、交付している。 また、自転車通行の多い路線においては停止検問により、自転車運転手に対する指導取締りを実施している。 令和6年11月1日道路交通法改正により 自転車の酒気帯び運転 自転車運転時の携帯電話やスマートフォンの使用 は懲役や罰金のある罰則が整備され、今後、更なる道路交通法の改正により令 		

和8年中に自転車での交通違反も、反則通告制度が施行される予定である。

自転車の交通違反が厳罰化されることを広く周知させるためにも、各種広報等を実施していく。

イ 情報提供者に対する折り返しの連絡について

● 委員

落石やごみの投棄等に関して、住民は「誰かが通報するだろう。」と知らぬふりや見逃すこともあり、また、通報をちゅうちょするようなことがある。

より良い情報提供を促すためにも、住民から情報提供を受けたら、結果について提供者に報告するのはどうか。

○ 警務会計課長代理

警察が情報提供を受けた際には、届出者の氏名や連絡先を聴取するとともに「対応結果について、折り返し連絡する必要があるか。」を状況により確認している。

「状況により」というのは、届出者に関しては、匿名で済ませる方もいれば、結果の連絡が不要であると申し立てたり、一方的に要件を伝えて断電する方もいるので、必ずしも届出者全員に確認・連絡しているわけではない。

また、対応結果の内容次第では、個人情報等の関係から、届出者に伝えることができないこともある。

情報提供を受けた際は「相手は忙しい中、自分の時間を使って警察活動に協力してくれた。」ことを念頭に、届出者に対して謝辞を述べている。

通報や情報提供に迷う際は、警察署や交番、駐在所へ直接来訪して気兼ねなく相談していただくほか、相談窓口ダイヤル「#9110」もあるので、活用していただきたい。

ウ 外国語に対応できる警察について

● 委員

インバウンドの多い昨今、外国語に対応できる職員の養成や配置は十分なのか。現状と今後について、説明をお願いします。

○ 警務会計課長代理

県警察では、外国籍の方との対応に際し、語学能力に優れた警察職員による通訳を行っているほか、警察大学校への語学研修制度等もあり、警察事象の更なるグローバル化を見据え、組織全体を挙げて、語学に堪能な警察職員の養成に努めている。

しかし、語学教養を受けられる警察職員は限られており、外国語に対応できる警察職員は県下全警察署に配置されてはいないので、状況に応じ、一般市民の方へ通訳を委託することとなる。

県警察では、配備資機材に翻訳アプリを導入したり、TOEICといった語学資格の取得についても積極的に促進するなどして、外国語対応の充実化を図っている。

エ 加計呂麻島の道路状況について

● 委員

西阿室や生間、諸鈍における町道にて、道路の陥没が何箇所かある。

また、道路脇の木が垂れ下がり、大型車が通行する際、それを避けるためにセンターラインを越えて、危険である。

伐採等の対策をお願いします。

○ 地域交通課長代理

駐在所員により現場を確認した。

道路の陥没等の補修や木々等の伐採については、大島支庁瀬戸内事務所や瀬戸内町役場の管理となっており、今後、文書により各関係機関へ補修依頼の申入れを行う。

※ 令和7年3月4日、文書にて大島支庁瀬戸内事務所及び瀬戸内町役場へ申入れを行った。

オ 観光客に対する注意喚起について

● 委員

観光客への注意喚起を強化してほしい。

○ 地域交通課長代理

交番勤務員、各地域の駐在所員又は当署交通係員がそれぞれ注意喚起を含めた街頭活動を積極的に推進していく。

また、海の駅やフェリー発着所等の観光客が多く集まる施設に警察の広報チラシ等を設置するほか、レンタカー業者と連携の上、交通安全や交通事故防止の広報に努めていく。

カ スマートフォンを悪用した犯罪被害への対策について

● 委員

スマートフォンやパソコンの使い方が分からない方や若者が、知らないうちに詐欺や犯罪に接してしまわないために、どのようにすればよいかを説明をお願いする。

○ 生活安全刑事課長代理

現状として、スマートフォン等の普及を背景として、県内においても、インターネット利用による様々な犯罪被害や相談を認知している状況である。

県内では、昨年

- ・ SNS型投資・ロマンス詐欺
- ・ サポート詐欺等の架空料金請求詐欺
- ・ インターネットバンキングにかかる不正送金事案

等の被害が発生しており、当署は、各種広報活動、防犯講話等の取組を行っている。

個人が被害に遭わないための方策として

- ・ うそ電話詐欺等の各種手口を知ること。
- ・ インターネット機器のOSやソフトウェアは常に最新の状態にすること。
- ・ 偽メールや偽サイトに騙されないように用心すること。
- ・ 公式サイト以外からアプリをインストールすることは控えること。

などがあるが、詐欺を見抜くことは、近年難しくなっている。

偽メールや偽サイトの対策の基本は「見るだけで完結しない情報は全て疑え」であり、情報を確認する場合は、正規のウェブサイトを確認するなど、手間をかけることが非常に重要である。

もし、犯罪に巻き込まれたり、同種事案を見聞きした場合は、すぐに警察へ相談していただきたい。

(3) 令和7年瀬戸内警察署速度取締り指針

本年の管内の速度取締り重点路線、交通事故発生状況、人身事故実態及び交通指導取締り要点等について、地域交通課長代理が説明

5 警察業務紹介

(1) 警察署駐車場において、白バイによる基本走行等を実演

(2) 同所にて警察車両及び装備資機材を展示

6 閉会の言葉

備 考	南海日日新聞社が取材
-----	------------